

阿賀野市告示第9号

阿賀野市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年1月9日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市自立支援教育訓練給付金交付要綱（平成29年阿賀野市告示第162号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けた者に係る受給要件については、第1号の規定は適用しない。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて認める講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「特定一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて認める講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて認める講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)

第4条第1号中「雇用保険法及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による」を削り、「に係る教育訓練給付金の支給」を「又は特定一般教育訓練給付金の交付」に改め、「対象者が支払った費用」の次に「(入学料及び受講料に限る。)」を加え、同号ただし書中「支給額」を「交付額」に改め、同条第2号中「前号」を「前各号」に、「支給」を「交付」に、「教育訓練給付金」を「一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金」に改め、同号に次のただし書を

加える。

ただし、その額が1万2,000円を超えない場合は給付金の交付は行わない。

第4条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の交付を受けることができない者（次号に掲げる者を除く。） 対象教育訓練の受講のために、対象者が支払った費用（入学料及び受講料に限る。）に60パーセントを乗じた額（1円未満切り捨て）とする。ただし、その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超える場合の交付額は、修学年数に40万円を乗じた額（この場合160万円を越えるときは、160万円）を限度とし、その額が1万2,000円を超えない場合は給付金の交付は行わない。
- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の交付を受けることができない者（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。）者に限る。） 対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円）とし、その額が1万2,000円を超えない場合は訓練給付金の交付は行わない。）

第6条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないものとする。

第6条第1項第1号を削り、同項第2号中「対象者」を「申請者」に改め、「（児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成事業を受給していない者）」を削り、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けた者を除く。以下同じ。）

第6条第3号を削る。

第7条第2項第4号中「対象者」を「申請者」に改める。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、訓練給付金の交付方法について第11条第2項の規定を適用する場合は、その旨を通知するものとする。

第9条第1項中「対象教育訓練を修了した場合」を「対象教育訓練を修了した後（第

4条第2号に規定する者に対する交付については交付単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごと）に」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないものとする。

第9条第1項第1号を削り、同項第2号中「対象者」を「申請者」に改め、「(児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成事業を受給していない者)」を削り、同号を同項第1号とし、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「教育訓練修了証明書」の次に「若しくは受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）（第11条第2項の規定によって交付する場合に限る。）」を加え、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、同項第7号中「雇用保険法による」を削り、「一般教育訓練給付金」の次に「又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金」を加え、「支給されている場合」を「交付されている場合」に改め、「(一般教育訓練)」を削り、同号を同項第6号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、専門実践教育訓練給付金の交付を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の交付額が確定した日から起算して30日以内とする。

第10条中「対象者」を「申請者」に改める。

第11条に次の1項を加える。

2 訓練給付金の交付について、第4条第2号に規定する者に対する交付に限り、交付単位期間ごとの交付を決定することができるものとする。この場合において、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その交付方法を決定するものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

(訓練給付金の追加交付等)

第12条 訓練給付金の追加交付を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、市長に対して、自立支援教育訓練給付金交付申請書（追加交付用）（第5号様式）（以下「交付申請書（追加交付用）」という。）を提出しなければならない。

- 2 市長は、交付申請書（追加交付用）を受理したときは、申請者が交付要件に該当しているかを調査し、速やかに交付の可否を決定しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、遅滞なくその旨を申請者に通知しなければならない。この場合において、交付決定を行ったときは、交付額を算定し、併せてこれを本人に通知するものとする。
 - 4 交付申請書（追加交付用）の提出は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から30日以内に行わなければならない。ただし、専門実践教育訓練給付金の交付を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の交付額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。
 - 5 前項の規定は、やむを得ない事由があると認められる場合には、適用しない。
 - 6 交付申請書（追加交付用）の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えないものとする。
 - (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本
 - (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類
 - (3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
 - (4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った費用について発行した領収書
 - (5) 専門実践教育訓練給付金が交付されている場合は、その額を証明する書類（教育訓練給付金支給・不支給決定通知書）
 - (6) 申請者が資格を取得したことを証明する書類
- 第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

阿賀野市長様

氏名

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

下記内容の教育訓練について、自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定を申請します。

①氏名	フリガナ	③生年月日	年 月 日 （ 歳）
②個人番号			
④住所	（〒 - ）		電話（ ） -
⑤教育訓練施設の名称			
⑥教育訓練講座の名称			
⑦教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 （受講開始日）		
⑧所要費用（予定）	入学科 円、受講料 円	合計額	円
⑨公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無	受講開始日現在において 雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格が ある ・ ない		
⑩受給資格等の状況			
⑪過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが		ある ・ ない
	過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことが		ある ・ ない
⑫備考			

- 1 交付の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除く。）です。
- 2 交付の対象となるのは、入学科及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認した内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき交付額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の交付を受けるためには、受講修了日後に、あらためて、「自立支援教育訓練給付金交付申請書」及び添付書類によって交付申請手続きを行うことが必要です。

第 2 号様式（第 8 条関係）

第 2 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

年 月 日付で提出のありました自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書について、下記のとおり指定したので通知します。

①氏名	フリガナ	②生年月日	年 月 日生 (歳)
③住所	(〒 -)	電話 () -	
④教育訓練施設の名称			
⑤教育訓練講座の名称			
⑥教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑦所要費用(予定)	入学科 円, 受講料 円 合計額 円		
⑧交付方法			
		指定番号:	

(注)

- 1 交付の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除く。）です。
- 2 交付の対象となるのは、入学科及び受講料の合計額の 6 割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は 20 万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に 40 万円を乗じた額ですが、限度額は 160 万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき交付額を算定することとなります。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 5 自立支援教育訓練給付金の交付を受けるためには、受講修了日後に、あらためて、「自立支援教育訓練給付金交付申請書」及び添付書類によって交付申請手続を行うことが必要です。なお、⑧交付方法欄において、交付単位期間（6 か月）ごとの交付をする旨記載されている場合は、交付単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて交付申請手続を行うことが必要です。

第3号様式（第9条関係）

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

阿賀野市長様

氏名

自立支援教育訓練給付金交付申請書及び実績報告書

自立支援教育訓練給付金の交付を受けたいので下記により申請します。

①氏名	フリガナ		③生年月日	年 月 日 (歳)
②個人番号				
④住所	(〒 -)		電話 () -	
⑤教育訓練施設の名称				
⑥教育訓練講座の名称				
⑦教育訓練の期間	年 月 日～		年 月 日	
うち 交付単位期間	(受講開始日)			
	年 月 日～		年 月 日	
	(初日)		(末日)	
⑧所要費用 (予定)	入学料 円, 受講料 円 合計額 円			
⑨支払希望 金融機関	金融機関名		支店名	
	口座番号	普通・当座	フリガナ 口座名義	
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します			
⑩備考				

(注)

- 1 交付申請期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の交付を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の交付額が確定した日）から30日以内（交付単位期間ごとに交付を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内）です。

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式（第12条関係）

第5号様式（第12条関係）

自立支援教育訓練給付金交付申請書（追加交付用）

年 月 日

阿賀野市長 様

氏名

自立支援教育訓練給付金の交付を受けたいので、下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
②住所	(〒 -)	電話 () -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日) (受講修了日)		
⑥資格取得年月日・ 取得資格名称	年 月 日	取得資格名称	
⑦就職等年月日・ 就職先等名称	年 月 日	就職等先名称	
事業主の証明	就業先住所 (〒 -)	就業先電話番号 () -	
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 年 月 日 事業主氏名 (法人の場合は名称・代表者氏名)		
⑧所要費用	入学料	円、受講料 合計額	円 円

⑨雇用保険法による教育訓練給付金の交付額	円	
⑩希望する支払金融機関	金融機関名	普通 ・ 当座
	支店名	口座番号
	口座名義	フリガナ
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。	
(備考)		

(注意)

- 1 交付申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の交付を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 2 ⑥欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。
- 3 ⑦欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。

附 則

この告示は、令和7年1月9日から施行し、改正後の阿賀野市自立支援教育訓練給付金交付要綱の規定は、令和6年8月30日から適用する。